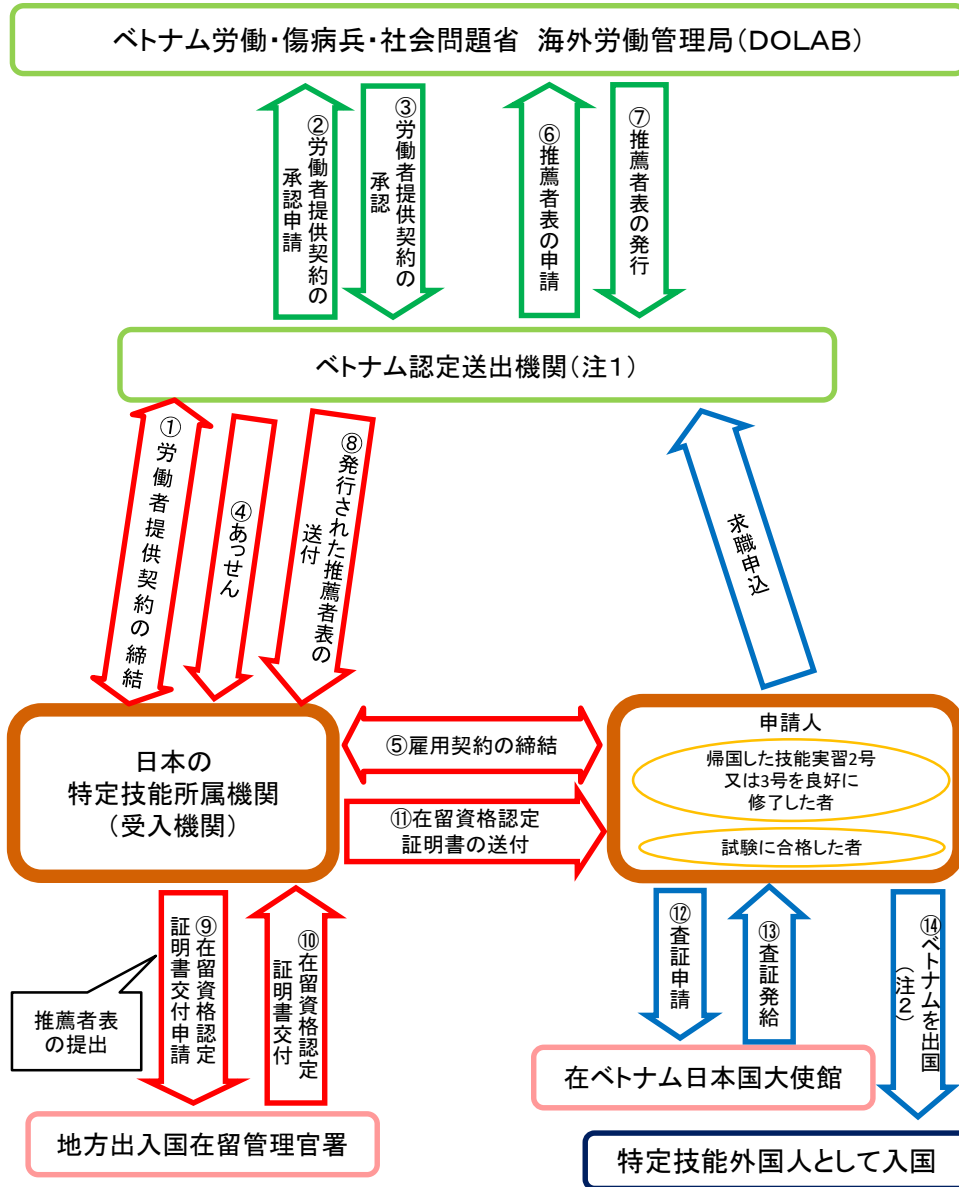
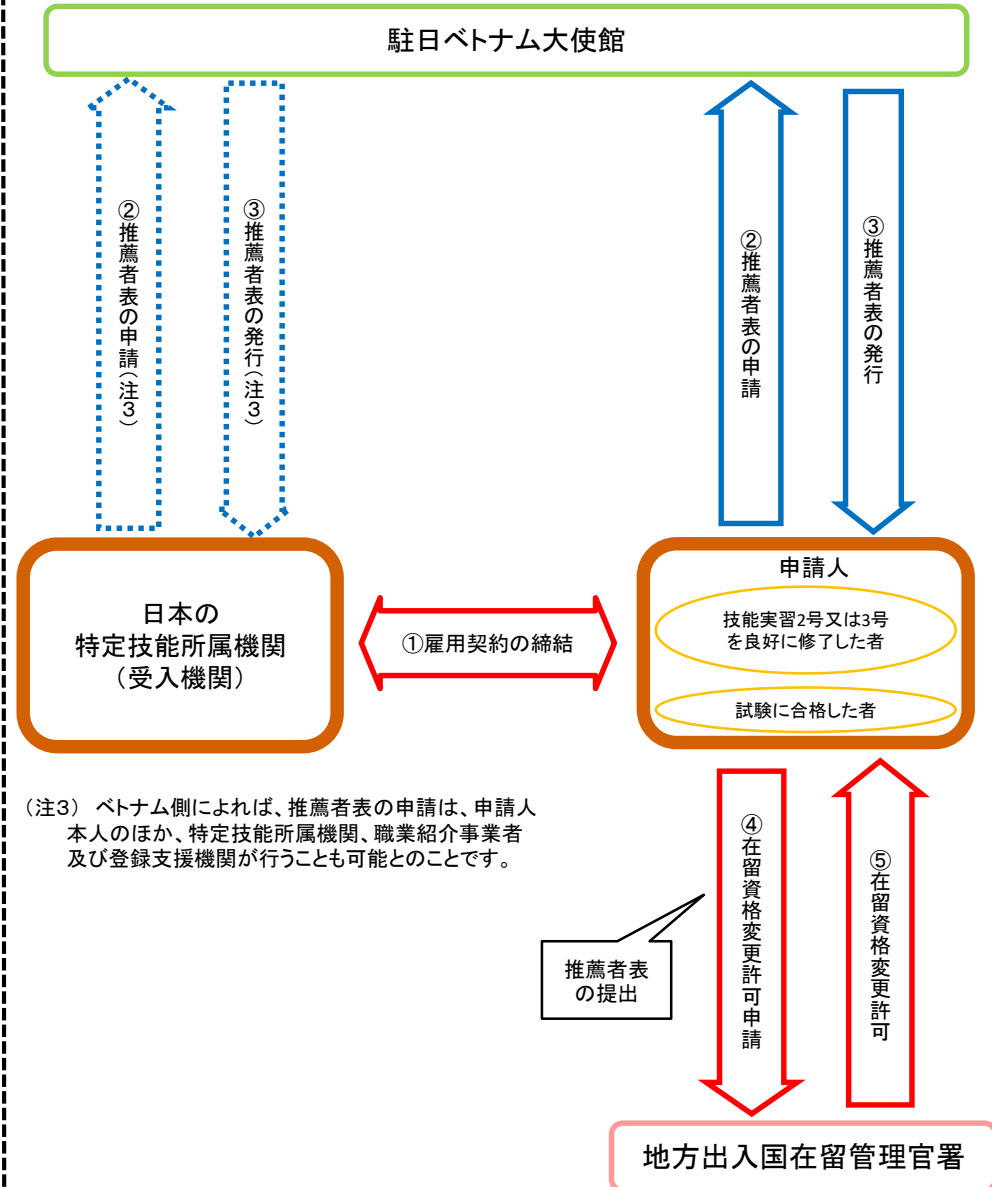


ベトナム特定技能外国人に係る手続の流れについて

○ ベトナムから送出機関を通じて新たに受け入れる場合



○ 日本に在留する方を受け入れる場合



(注3) ベトナム側によれば、推薦者表の申請は、申請人本人のほか、特定技能所属機関、職業紹介事業者及び登録支援機関が行うことも可能とのことです。

(注1) ベトナム側は、基本的に認定送出機関の利用を求めているとのことです。

(注2) ベトナム側では、出国の少なくとも5日前までに送出機関と申請人との間で、労働者海外派遣契約を締結することを求めているとのことです。

※ 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>